

1 3 安易な事業への取組みは宗教法人の姿勢が問われます。

【例 1】お寺の住職さんに不動産業者Bさんからこういう話が持ち込まれました。

Bさん：「お寺に私の手持ちの土地（山林）を寄付したいのですが。」

住 職：「本当にいただけるのでしょうか？でも、山林ではね・・・。」

Bさん：「本当です。ちゃんと造成して寄付しますよ。そのままにしておくよりも墓地事業を始めたらいかがでしょうか。銀行からの融資等、諸手続はすべて引き受けます。」

住 職：「うまくいくでしょうか？」

Bさん：「何の心配もありません。大船に乗ったつもりですべて任せてください。」



宗教法人は公益事業やその目的に反しない限り収益事業も行うことができます。（ただし、規則に事業の種類や管理運営に関する事項を規定し、経理も分ける必要があります。）

本来、宗教法人の事業は、その公共的性格からいってそれにふさわしい内容のものであり、適正な規模であることが期待されます。そして当然、宗教法人が主体的に行うものでなければなりません。【例 1】の他人任せのいわゆる名義貸しのような事業は好ましいものではありません。甘言に誘われての事業への安易な参加は多額の負債を抱え込んで宗教法人の破産にもつながりかねません。大船に乗ったつもりがドロ船に変わらぬよう気をつけましょう。

また、収益事業は、あくまでも宗教法人の目的達成のために付随的に行われるものですので、その収益は、必ず、①当該宗教法人、②当該宗教法人を包括する宗教団体、③当該宗教法人が援助する宗教法人、④当該宗教法人が援助する公益事業のために使用しなければなりません。

第六条 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

なお、所轄庁は、宗教法人が行う収益事業について宗教法人法第6条第2項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、1年以内の期間を限りその事業の停止を求めることができるとされています。

第七十九条 所轄庁は、宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があると認めるときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

【例2】お寺に門徒が駆け込んで来ました。

門徒：「住職さん大変ですよ、山門も本堂もこわされていますよ。」

住職：「心配いりません。今度、境内地いっばいに貸ビルを建設するんです。」

門徒：「本堂はどうなるのですか？」

住職：「ビルの屋上にでも建立しておきますかね。仏様も眺めがよくて喜ばれるでしょう。」

門徒：「我々に相談もなくそういうことをしてよいのですか？」

住職：「口は出してもお金は出さないご門徒ばかりで寺院の運営は苦しいのですよ。これからは皆さんに寄付の割当てをお願いすることもなく御同慶の至りじゃないですか。」

門徒：「・・・・・・・・・・・・・・・・」



また【例2】のように住職が独断で財産を処分したりするようなことは論外ですが、それよりもこのように宗教活動が片隅に追いやられ、収益事業が主体になるものについてはすでに宗教法人としての資格はありません。宗教法人はあくまで宗教活動を主たる目的とする団体ですから、【例2】の寺院のような宗教法人は解散命令の対象となるおそれがありますから注意が必要です。